

「第4波」非常事態対策

令和3年4月23日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：4月26日(月)～5月11日(火)

対策1 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理）の徹底継続』を。

現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

- ・ 飛沫感染対策：マスク着用（「口が災いの元」。しっかりブロック）
- ・ 接触感染対策：手洗い（頻繁・丁寧に）
- ・ 人との距離確保：〔フィジカル・ディスタンス（物理的距離）〕
- ・ 三密（密閉・密集・密接）の場の徹底回避を。
- ・ 体調の異変（発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど）を感じたら全ての行動（出勤、通学、会合など）をストップ。

これらのいずれかが守られていない場合に感染します。

改めて、こうした基本的対策の徹底継続を。

（1）昼夜を問わず、「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」については、慎重に判断

- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を。大人数を避けて。
- ・ 外出は必要性と安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選んで。
- ・ 「県をまたぐ不要不急の移動」は控える。県外在住のご家族や友人にも県民の皆様からお伝えを。
- ・ 特に、「緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域（関西、関東、愛知県など）への不要不急の移動」は自粛・延期（ビジネスも同様）。

(2) 飲食店をはじめとして、感染防止対策を徹底

- ・飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。
- ・要請の実効性を高めるため、「まん延防止等重点措置実施区域」の指定を国に要請。

・対象業種：①飲食店 <ul style="list-style-type: none">・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等
②遊興施設等 <ul style="list-style-type: none">・バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)
・対象エリア：変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、
・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）
・協力金：一日あたり以下の金額とする。 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可)
※全期間時短を実施した場合のみ支払う。
※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。 その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。

- ・その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。

- ・対象業種及び要請内容

対象業種	要請内容
運動施設、遊技場	・営業時間の短縮 5時から20時まで
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	(酒類の提供は11時から19時まで)
集会場又は公会堂、展示場	・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）	
1,000 m ² を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）	・営業時間の短縮 5時から20時まで
1,000 m ² を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）	(酒類の提供は11時から19時まで)

- ・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）
- ・対象エリア：飲食店等の対象エリアに同じ

- ・ 飲食店における感染防止対策強化のため、**テーブルに設置するアクリル板購入等に対する（仮称）「飛沫感染対策補助金」**を創設。
- ・ 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用を促進。
- ・ 「**ぎふコロナガード**」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）による各職場や店舗等における**業種別ガイドラインの再チェック**を実施。
- ・ 行政による見回り調査を実施し、直接的に飲食店に対応を要請。

【見回り調査について】

対象店舗：県内全ての飲食店（約1万7千店舗）

実施主体：市町村と連携して実施

実施内容：飲食店が一定程度密集する地域を重点的に見回り実施

（パーテイションの設置等感染防止対策の措置状況を確認）

- ・ 各職場においては、出勤者7割、20時以降の勤務を抑制するなど具体的な対策を改めて徹底。
- ・ テレワーク、ローテーション勤務の推進。
- ・ 職場における「**ぎふコロナガード**」を活用した感染症防止対策の徹底。
※ 特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意。

(3) 大型連休の行事の感染防止対策を徹底

<商業施設>

- ・ 大規模小売店・商業施設における催物、バーゲンセールなどにおいては、人数制限を行うなど、感染防止対策を徹底。また、イベントを自粛。

<スポーツ大会>

- ・ 参加者は選手、役員及びチーム関係者のみとし、原則無観客で実施。
- ・ プロリーグ戦（Jリーグ、Bリーグ）については、国、県及び各リーグが定める人数制限、感染対策を行ったうえで開催。
- ・ 県有スポーツ施設の利用は原則20時までとする。

<文化イベント等>

- ・ 県、指定管理者が主催するイベントは、原則として中止又は延期。
- ・ 県有施設の貸会議室・ホールの利用を原則20時までとする。

<県営都市公園>

- ・ 大型連休期間中は、イベントは実施しない。

<県有施設>

- ・ 開館時間は20時までとする。

<飲食・カラオケ>

- ・ 帰省した同級生同士、親戚同士の大勢の会食は自粛。
- ・ 延期した「成人式」は、2次会を自粛するなど、感染防止対策を徹底。
- ・ 大学生のサークル活動の集まり、運動部の試合後や遠征時など、大人数になりやすい場面での飲食は自粛。
- ・ 「バーベキュー」は長時間飲食や深酒を誘引するため、室内を含め自粛。
- ・ 路上・公園などにおける集団での飲酒等の感染リスクが高い行動の禁止。
- ・ 飛沫感染のリスクが高い「カラオケ」は、「マスク・カラオケ」を徹底。これができない場合は自粛。

(4) 外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底

現在、外国人県民の感染者が急増し、4月の新規感染者に占める割合は2割を超える(21.7%:4/22時点)など、人口比率（総人口の約3%）からみても極めて高い水準にある。

外国人県民の方々は、集団で生活するケースが多いこと、出退勤の際に多人数で乗車するケースが多いこと、特有の文化や風習により人が集まりやすいことなどから、ひとたび感染が発生するとクラスター化しやすい傾向にある。感染状況に端を発する外国人差別や偏見を生まないためにも、以下の取組みにより感染防止対策を徹底する。

① 外国人パブ等での予防的検査の対象を拡大。

4月下旬から、教会、日本語教室において、国のモニタリング検査を活用し、定期的な検査を実施。

※ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市で事業を展開。

⇒加えて、派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。

② 外国人県民が多い集住市連絡会議を開催するとともに、県と市町村による(仮称)外国人県民感染対策チームを組織。

【チームの役割】

- i 外国人雇用企業や労働者派遣事業者等を直接訪問
- ii 就労者への注意喚起及び積極的な予防的検査受検を依頼

③ 県が集住市の周辺市町（クラスター発生の市町等）に直接訪問し、感染防止対策の徹底と具体的な手法を助言。

④ 教会等における岐阜県感染警戒QRシステムの活用を推進。

⑤ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域はもとより、県をまたぐ不要不急の移動や、友人同士、親戚同士の大勢での会食、バーベキュー等のイベントの自粛を改めて丁寧に注意喚起。

(5) 子育て世帯への生活支援

- ・ 感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

支給対象者：低所得のひとり親世帯、その他低所得の子育て世帯

実施主体：県、市町村

給付額：児童1人当たり一律5万円

財源：国10/10

対策2 医療・福祉対策

(1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施等

① 福祉入所施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 昨年度「福祉入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を岐阜市と連携して実施済み。
※3月末までに129施設、3,437人実施済み
⇒4月上旬から、人口当たり感染者数上位10市町で行政検査として開始。
※約500施設 約11,000人
⇒残り32市町村は、4月中旬から検査開始。
※約700施設 約18,000人
- ・ 高齢者施設等で感染が発生した場合における専門家の派遣、検査等による感染制御の徹底。

② 外国人パブ等での予防的検査の対象拡大【再掲】

- ・ 4月下旬から、教会、日本語教室において、国のモニタリング検査を活用し、定期的な検査を実施。
※ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市で事業を展開。
⇒加えて、派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。

③国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・ 国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。

【本県の状況】

i 「スポット配布型」

- ・ 県有施設、鉄道主要駅、ショッピングモール等、人出の多い場所で実施（3月4日より開始）

ii 「団体検査型」

- ・ 運動部の活発な学校、外国人県民の参加する日本語学校、企業等で実施（3月23日より開始）

【実績】

- ・ 4月22日までに3, 611件実施（うち陽性疑い2例）

（2）機動的検査の実施

- ・ 歓楽街等で陽性者が出了場合、周辺の同業態の店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施。

（3）変異株への対応

- ・ 変異株を確認するため、検査頻度を上げたスクリーニングを徹底。
- ・ 上記スクリーニング後、国立感染症研究所で遺伝子解析し、変異株を確定しているが、時間を要するため、県で遺伝子解析できる「次世代シークエンサー（分析機器）」の早期導入を図る。

（4）検査能力の充実

- ・ 「c o b a s 8 8 0 0（全自動遺伝子検査装置）」を県保健環境研究所において5月中旬より稼働開始。
- ・ 稼働後の合計検査体制 12, 790件／日→13, 570件／日
- ・ 変異株スクリーニングに際し、県で遺伝子解析できる「次世代シークエンサー（分析機器）」の早期導入を図る。（再掲）

(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

第3波における一日当たり最大感染者数の2倍程度になっても「自宅療養者ゼロ」を堅持できるよう、「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し、早急に1,500床確保を目指す。

①病床・宿泊療養施設の拡充（現在1,235床→1,510床）

i 病床（現在694床）

- 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。（+45床）

ii 宿泊療養施設（現在541床）

- 新たな宿泊療養施設の確保を進める。（+230床程度）

②後方支援病床の確保、運用（現在56床→109床増床済）

- 退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を増床。（53床増床済）
- 後方支援病床のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進。

(6) 大型連休中の医療提供体制

- 大型連休中も、新型コロナウイルス感染症に係る医療・検査体制を継続。

(7) 「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進

- 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」で「ワクチン接種推進協議会」及び「ワクチン供給調整本部」を設置し、ワクチン供給の基本的考え方や、医療従事者、市町村へのワクチン供給に関する方針を決定。